

ワークフェアをめぐる逆説

高橋善隆

はじめに

二〇一一年を象徴する出来事のひとつに、ウォール街占拠運動がある。「我々こそが九九%だ。」という若者たちの怒りは格差社会を批判するものだが、学生ローンを抱え非正規の短期就労しか望めない日々の現実が背景にある。日本でも同様に若者を取り巻く雇用環境は厳しい。現役世代が高齢者に抛出する賦課方式の福祉制度では「就労」が決定的に重要だが、抛出する側の世代が非正規雇用あるいは生活保護申請者となり制度そのものが瓦解する可能性も高い。就労促進、ワークフェア、アクティベーションなど雇用を柱とする福祉政策が重視されているのも当然といえるだろう。こうしたアイディアは一九九七年ブレア政権誕生を契機に、戦後期のケインズ主義的福祉国家とは異なる「第三の道」、「社会的

投資国家」、ポジティブ・ウェルフェアなどの表現で脚光を浴びてきた。しかしワークフェアを重視する社会政策は、制度趣旨こそ対照的だが戦後期のアメリカやスウェーデンですでにさまざまな経験が蓄積されている。本論ではワークフェアをめぐる多くの逆説と思わざる帰結について検討を試みる。

第一章では一九七〇年代アメリカの共和党政権で試みられた就労促進型福祉が、民主党クリントン政権へと連なつてゆく経過を探る。医療保険をめぐる国民皆保険の欠如など、アメリカは市場依存型の自由主義的福祉国家どころか福祉国家の成立すら疑問視されうるが、ワークフェアに関してはきわめて先駆的な試みを経験している。未完の制度形成とワークフェアの実験がもたらす逆説を考察の対象とする。

第二章ではスウェーデンを事例として就労促進をめぐる政策軸

の変容を探る。戦後期に積極的労働市場政策を成功させ、長期安定政権を築いてきた民主党が、近年は「雇用なき成長の罫」で苦悩している。逆に保守党は、戦後民主党の再評価を通じて現在の民主党を批判し、若者の就労支援を政策に掲げることで、二〇〇六年、二〇一〇年と保守・中道連立政権を樹立している。政治経済の変容が政党システムの変容にまで波及する経緯を、就労促進をめぐる逆説という視点から論じる。

第一章 未完の制度形成とワークフェア

アメリカにおけるワークフェアを論ずる際には、その対象と文脈に留意する必要がある。近年のポジティブ・ウェルフェアが標準的勤労者、あるいは標準的若者世代を念頭においているのに対し、アメリカの就労促進政策は、社会的扶助の受益者との関連で展開されてきたからである。「未完に終わった制度形成」「掘出者と受益者の不一致」など福祉レジームの特徴が背景にある¹⁾。

アメリカにおける福祉国家形成の起源は、一九三五年の社会保険法とみなすのが一般的であろう。一九三二年のシカゴ党大会で民主党の綱領に失業保険や老齢年金が明記され、ニューディール期の高揚を受けて一九三四年には大統領経済保障委員会が設立されることになる。労働長官フランシス・パーキンス、次官補アーサー・アルトマイヤー、専務理事エドウィン・ヴィットラを中心

に失業保険、老齢年金、各種の社会扶助などが検討され、一九三五年一月一七日に社会保障法案を議会に提出、四月一日に下院、六月一日に上院で可決され、八月一日に成立をみた。この法案に示されたADC（要扶養児童扶助）こそがその後のアメリカ社会政策形成史において一大争点を形成していくことになる²⁾。

(1) 社会扶助と就労忌避

社会扶助としてのADCには厳格な倫理基準が存在し、「誰が救済に値するか」を重視する制度として発足した。戦没で残された未亡人とその子供など、道義的に理由のある人々が対象となり、逆に内縁の妻やアルコール中毒の母子家庭などは適格家庭審査によって対象外とされた。

こうした一九三〇年代の制度趣旨は一九六〇年代の変革の中で改められてゆく。一九六二年にADCはAFDC（要扶養児童家庭扶助）に刷新され、フレミングルールによって、適格家庭審査は違憲とされ、貧困ただそれのみで要扶養児童を抱える貧困家庭に対し、地方政府は救済の義務を負うことになった。受給者は一九六二年から七二年にかけて急増し、二九九%増加、一一〇〇万人となった。同時に母子家庭の潜在的受給比率も九一%まで上昇した。

他方、こうした政策刷新の成果は思わぬ歪みを生むことにもなる。福祉支出の飛躍的急増のみならず、受給者の就労忌避が問題

とされたのである。リンドン・ジョンソンのもとで展開された「偉大な社会」は貧困層むけの医療プログラム「メディケイド」を提供するものだったが、こうしたプログラムは一定の所得を得ると停止されてしまったため、社会扶助にしがみつきメディケイドを享受する母子家庭が就労忌避する自体が続出した。周知のようにアメリカには医療をめぐる公的皆保険は存在しない。(オバマ改革も二〇一四年以降の施行であるため、選挙結果によっては改革が白紙に戻る可能性もあり、また少なくとも現時点では実現していない。)高額の自己負担で民間保険に加入するか、大企業の労使関係を通じて企業負担のフリンジ・ベネフィットを享受するしかない。全人口の一五%、四七〇〇万人に及ぶ無保険者が存在し、中小企業・自営業を中心に無保険の納税者が見返りもなく、メディケアを享受する母子家庭のために税負担することになる。こうした「抛出者と受益者の不一致」は誰が抛出者で誰が受益者であるのかを可視的にしてしまつたため、「勤労の倫理に反する」「財政支出の拡大を招く」といったAFDCへの不満が噴出することになる。

こうした文脈を受けニクソン政権が着手したのが、FAP(公的扶助を抜本改革する家族扶助プラン)である。ニクソンは、収入による給付減額の比率を緩和するとともに、対象者を母子家庭から児童扶養家族全般へと拡大し、さらに受給者の就労促進を図った。ニクソンの就労促進政策は議会の多数を占める民主党からも支持を受け、一九七〇年三月に下院の歳入委員会を二一―三で

通過し、同年四月に下院議会で二四三―一五五の大差をもって可決された。しかしルイジアナ州選出の上院財政委員長ロングなど南部保守派の強烈な反対により、上院財政委員会で否決され廃案となつてしまつた。³⁾

南部保守派は「ノッチ問題」が解決されていないことを反対の理由とした。ノッチ問題とは「ある所得水準に達すると現金および現物給付の受給資格を喪失することで給付込みの所得が激減すること」である。現金給付のみの減額率緩和では就労促進効果があるとされたFAPも、フードスタンプやメディケイドの利益を計算すると、シカゴ市で五三六二ドル、ニューヨーク市で六二七九ドルの所得が発生した時点で就労インセンティブが失われると試算された。さらにその背景には社会扶助をめぐる地域格差も深刻な問題とされた。一九六三年にオーシャンスキーが設定した生存のための「貧困ライン」に比して、マサチューセッツ州の受給者は一〇一%を得ていたが、ミシシッピ州では一七%にとどまるなど、州ごとの裁量と格差は際立っていた。連邦管掌の普遍的なFAPが導入されると、シェア・クロツパーなどの下部労働市場に依存した南部経済が崩壊する懸念もあつたのである。ノッチ問題の解決には税額控除との連携が不可欠であり、こうした政策はレীগン期にEITCの形で模索されていくことになる。⁴⁾

(2) 地下水脈としての実験的プログラム

レーガン期に展開された就労促進への社会政策は、①勤労所得税額控除②AFDCへの支出削減③ウェーバー条項に依拠したプログラム、に整理できるだろう。

勤労所得税額控除 (EITC) はノッチ問題への対応からすでに一九七五年に導入されていたが、レーガン政権の下で拡大された。この制度は通常の所得控除とはことなり、徴収する税額から一定額を控除し、そのラインを下回る低所得層には差額を現金給付する政策である。自己所得の増額に応じて控除額も増大し一定額に達するまでは給付が行われることになる。(近年の施行状況では子供二人世帯で最高年額五〇二八ドルまで給付が行われる。就労インセンティブを給付つき税控除で促進する狙いである。)

これとは対照的にAFDCでは受給者の厳格化による支出削減が模索された。一九八一年の改正により、対象者の資産上限を一〇〇〇ドルに引き下げ、所得上限も州政府が最低生計費を見積もって設定したニード基準の一五〇%と厳格化した。これにより就労している受給者が制度から締め出されることになりAFDC関連支出は削減されたものの、貧困率は上昇する結果となった。八一年改正で四〇万八〇〇〇家族が受給資格を喪失し、多くの受給者も給付額を減額された。受給者の自立を無視し、就労している受給者を制度から締め出すことでワーキング・プリアを増加させ、アメリカの貧困率は一九八〇年の一三・〇%から一九八三年には

一五・三%へと悪化した。⁵⁾

レーガン政権下での第三の就労促進策は「ウェーバー条項」の活用である。ウェーバー条項とは「連邦政府が特定目的の定率補助金を交付する際に課す規定を保険教育福祉省長官の承認にもとづき、放棄する制度」を意味する。端的には就労促進のためのプロジェクトを州政府の自主裁量に委ねるしくみである。一九六二年の制度発足後、ニクソン政権下ではカリフォルニア州知事レーガンも一九七二年に労働経験プログラムを試みるなど先駆の実験がみられたものの、成果を挙げるには至っていないかった。レーガン大統領は既存のワークインセンティブプログラムをWINデモンストレーションへと発展させ、各州の裁量を大幅に拡大したのである。一九八三年にはアーカンソー州知事クリントンがこの制度を活用し、成功を収めている。クリントン知事は、受給者と地方政府の間に拘束力のある契約を結び、各々の権利と義務を明記した上で、受給者には給付金と引き換えに自立に向けた努力を、州政府には職業訓練・保育・就労斡旋を確約させるなど斬新な試みを行った。こうした経験がクリントン政権下での九六年改革に連なる地下水脈となつていくのである。⁶⁾

レーガン政権下のワークフェアはどのように評価されるだろうか。勤労所得者税額控除は制度趣旨こそ正当であったがこの時期成果をあげるには至らなかった。AFDC改革は低所得の受給者を制度から締め出し貧困率を悪化させるだけの結果に終わった。

他方ウェーバー条項の活用による州政府の実験的プログラムは、やがてクリントン政権下で試みられるAFDC廃止とTANF導入に連なる地下水脈と解釈できるだろう。

(3) 未完の制度形成とワークフェアの逆説

公民権法制定をめくり、南部民主党がニューデール連合から離脱して以来、民主党候補は大統領選で南部の代議員を獲得することが困難となり、ジミーカーターを例外としてホワイトハウスは共和党、議会は民主党という分割政府時代が続いた。クリントン政権は久々に実現した「統一政府」であり、民主党の宿願でもあった国民皆保険の実現に取り進むことになった。しかしこれに失敗し、一九九四年の中間選挙では歴史的惨敗を喫することになる。クリントン政権のワークフェア政策は共和党議会のもと、新たな分割政府の状況下で展開されたのである。

クリントンの福祉改革は「いまあるような福祉の終焉」として政治的にアピールされたが、そこにはアメリカ福祉国家の内実と結びついた多様な意味が込められている。第一義的には「未完の制度形成」に終わった医療をめぐる皆保険の実現、第二には「抛出者と受益者の不一致」によるAFDCへの不信感解消である。ワークフェアなる概念は、多くの先進国では九〇年代以降のキーワードとして語られ、グローバルエコノミーのもとの競争力強化・人材育成、あるいは少子高齢化・若者の不安定雇用など「新

しい社会的リスク」への対応として用いられる。しかしアメリカの場合、皆保険の欠如やAFDCへの不信感と結びついた特異な背景と文脈の下で争点化されてきたのである。公的皆保険のないアメリカでは高齢者や貧困層にのみメディケア・メディケイドが提供されている。多くの国民は自己負担で民間保険に加入するか、大企業の労使関係を通じてプリンジ・ベネフィットを獲得し、団体加入するしかない。それゆえ自営業者や中小企業を中心に一五%、四七〇〇万人の無保険者が存在する。他方AFDCなどの社会扶助にすぎる貧困層はわずかな所得を得てメディケイドの受給資格を失うことを恐れることになる。就労忌避とゆがんだ医療制度は不可分に結びついているのである。さらに、結果的に一五%の無保険者が税負担の「抛出者」となり、五%の貧困層が現金給付とメディケイドの「受益者」となることで、制度へのロイヤリティはきわめて低いものとなる。

クリントンはまず皆保険の実現を試みたが、彼の政策は中小企業や自営業者から支持されることは無かった。民主党にはリベラル派の「シングルペイヤー案」(税方式・政府一元管理)、ニューデモクラッツの「保険市場競争促進案」などが存在したが、クリントンは中小企業にも従業員の保険加入を義務づけるアプローチを取り、逆に保険料負担を嫌う全米自営業者連合から強烈な反発を招いてしまったのである。六〇〇万の中小企業関係者からなる全米自営業者連合は委員会レベルで審議にかかわる議員を狙い撃ち

にし、出身地盤の中小企業を媒介して圧力行使し、「草の根保守の覚醒」と呼ばれる民主党歴史的な大敗の原動力となってしまう。他方 AFL-CIO に代表される労働組合は自分たちがすでにプリンジ・ベネフィットを手に行っていること、クリントン政権の NAF TA が組合員の雇用を奪うと懸念していたことなどを理由に行動しなかった。本来選挙に有利なはずの福祉国家形成の政治で、クリントンは中間選挙に敗れてしまったのである。⁸⁾

皮肉なことに「いまあるような福祉の終焉」が実現したのは、共和党が多数を占める議会においてであった。新人議員七三人の当選も含め、下院共和党は一七六議席から二三〇議席へと躍進し、他方民主党は二五八議席から二〇四議席へと転落した。要扶養児童家庭扶助 AFDC を要保護暫定援助 TANF へと改革したのも、ギングリッチ下院議長を中心とする「アメリカとの契約」に依拠して共和党が提出した法案である。しかしこの法案はウエーバー条項を駆使して八三年の州知事時代にクリントンが就労促進プログラムとして実行した政策と共通するものであった。⁹⁾

その内容は①義務的経費であった AFDC を契約にもとづく一時的補助金へと転換、②給付は生涯で総計五年、一時期には二年までの暫定措置、③就労意思を示し、職業訓練への参加を義務づけ、これを放棄したものには給付を停止、などである。懲罰的内容も含めた就労促進への転換、無期限の社会扶助廃止を意味している。

こうした改革は中間層からの支持を拡大することにつながり、九六年の大統領選でクリントンはドールを三七九対一五九の大差で破り再選を果たす。福祉の削減は本来選挙に不利に働くはずだが、「抛出者と受益者が一致しない社会扶助」を廃止することは逆に抛出者から支持されたということになるのだろう。クリントンは福祉支出を五四一億ドル削減し、就任前に二〇〇〇億ドルの赤字を抱えていた財政を八年間で二三〇〇億ドルの黒字にまで再建した。福祉を社会扶助と同義とみなし、制度へのロイヤリティが低い環境の下では、抛出者と受益者が一致する福祉レジームとは異なった政治力学が作用するといえよう。福祉削減と財政再建は、通説的福祉政治の理論とは対照的にアメリカ社会において中間層の支持を獲得するための有効な政策なのである。¹⁰⁾

第二章 「雇用なき成長の罠」とアクティブーション

就労促進と福祉を結びつけ政治経済体制として成功を取めてきた典型例はスウェーデンといえるだろう。戦後期のスウェーデンは積極的労働市場政策を軸に、木材やパルプなどの斜陽産業から鉄鋼・自動車など競争力ある産業へと労働力を移動させ、産業構造の高度化を図ってきた。また同一労働同一賃金政策に耐え切れない収益性のない企業をあえて淘汰することで強い企業への労働力移動を実現してきた。職業訓練を受けた優秀な労働力が強い企

業・強い産業を担い、失業給付や社会扶助のコストは発生しないという好循環である。こうした枠組みは一九七〇年代から続びを見せ始め、すでに八〇年代には公共部門の肥大化によって雇用を吸収する状況を生んでいたが、近年では積極的労働市場政策の機能不全が問題視されるに至った。戦後長期政権を担った社民党の政策はもはや機能していないという批判が保守の側から展開され、二〇〇六年総選挙以来二度にわたって「若者の就労促進」を掲げた保守連立政権が勝利し、政権を担っている。第二章ではスウェーデン社民の政策が成功ゆえに「雇用なき成長の罟」に陥り、逆に保守政党がワークフェアを掲げて政権を奪取するという逆説を分析する。

(I) レーン・メイドナー・モデルと社民長期政権

スウェーデンの就労促進政策はアクティベーションと呼ばれ、能力開発や社会参加と密接なものと考えられている。就労忌避への懲罰を含むワークフェアとは制度趣旨に違いがみられる。そしてアクティベーションと不可分に結びついた積極的労働市場政策が政治経済秩序の中心として機能していたとされる¹¹⁾。

周知のようにスウェーデン社民は一九三二年から七六年にいたる長期政権を維持した。一九五一年以降は独自のレーン・メイドナー・モデルを展開し、ベヴァリッジ・プランともケインズ主義とも異なる政策体系が成功の秘訣とされた。イエスタ・レーンに

よれば、ベヴァリッジ・プランは、産業社会のライフサイクルを想定し、典型的リスクを抽出し、これに社会保険で対応する「殻の保障」であるのに対し、積極的労働市場政策は「翼の保障」ということになる。「ゆりかごから墓場まで」と呼ばれる殻の保障に対し、企業・産業・労働市場を交錯してライフチャンスを上させる柔軟な機会（「翼」）が与えられる¹²⁾。

木材・バルブといった老朽化した産業部門の労働力を職業訓練によって、鉄鋼や自動車産業に移動させ、同一労働同一賃金原則に耐えられない零細企業は淘汰することによって競争力ある企業への人の移動を促す。強い産業・強い企業・強い労働者により形成される社会には、弱者への社会扶助や失業手当は発生しないと論理である。斜陽産業や経営の好ましくない企業は敢えて淘汰するため、需要を喚起するケインズ主義や補助金は回避されることになる。レーン・メイドナー・モデルは反ケインズ主義を基本とする供給サイド中心の政策体系である¹³⁾。

長期政権が安定した理由としては、マクロ・モデルの成功に加えて、政治的多数派形成が維持できたことも大きい。一九三〇年代から五七年までは「赤と緑の連合」を維持し、五七年には付加年金論争、雇用庁改革などを通じて新中間層との連携が強化された。通説に反して、逆進的税制や所得比例部分の大きい年金制度が中間層をつなぎとめるインセンティブとなっており、社会扶助の受給者やフリーライダーを生み出さないことで累進課税や所得

再分配が行われなくとも公正感が保たれる仕組みといえる。

アメリカでニューディール左派が赤と緑の連合に挫折し、未完の制度形成の代償として社会扶助受給者の就労忌避が問題とされたのは対照的である。

戦後期のスウェーデンは、反ケインズ主義・ベヴァリッジプランと異なる社会保障体系の下で経済成長率四%、失業率二%という良好な経済実績と社民党長期安定政権を謳歌していた。その基本が積極的労働市場政策・アクティベーションにあったといえるだろう。

(2) 成功ゆえの危機とスウェーデン・モデルの解体

レーン・メードナー・モデルは「翼の保障」という側面ばかりでなく、産業構造の高度化を目標とする政策体系だが、このメカニズムは不可避免的に成功ゆえに危機をもたらすことになる。製造業の高度化は省力化、資本集約的設備投資を促すことになり、技能の向上した労働力の受け皿がシュリンクせざるを得ないのである。マグナス・ヘンリックソンが指摘するように、一九七〇年代後半にはすでに公共部門の雇用が製造業の雇用の追い抜き、滞留した労働力を公共部門が吸収し肥大化する構造が顕在化する。

他方七六年から八二年にかけて二度にわたって政権を担当した保守・中道連立政権は、弱体化した企業への在庫積み増し補助金やケインズ主義による需要喚起など、戦後社民政権が封印してき

た政策を実行し、マクロ的整合性は混乱を極めた。

八二年に社民党は政権を奪還するものの、九一年までの間に展開された政策は、企業の収益回復、金融自由化、通貨クローネの一六%切り下げなど「競争力回復」に主眼を置くものだった。一九三八年のサルトシェバーデン協定以来続いた中央交渉は一九九〇年に停止され、経営者団体SAFが政策参加制度を破棄し、行政委員会から撤退するなどスウェーデンモデルは事実上制度的に解体されたといえるだろう。

九一年から九四年にかけて保守中道連立政権が誕生したが、選択の自由・スウェーデンのヨーロッパ化を掲げた政策は有効性がなく、マクロ経済実績はマイナス成長、失業率八%という他のEU諸国にも劣る惨めな結果となった。

(3) 一九九〇年代の模索と保守党によるワークフェア

スウェーデン・モデルの解体は政治社会の変容をもたらすことにつながった。一九四五年から八八年にかけての総選挙結果は社民の一三勝二敗と一党優位の構造であったが、一九九一年以降の総選挙は左派ブロック三勝、右派ブロック三勝と勢力伯仲した二極の多党制を形成するに至っている。前回の二〇一〇年総選挙では保守党一〇七、自由党二四、中央党二三、キリスト教民主党一九と右派ブロックが計一七二議席を獲得したのに対し、左派ブロックは、社民党一一二、環境党二五、左党一九、計一五七議席に

とどまっている。(このほか極右・反移民のスウェーデン民主党が二〇議席) 社民党は議席数こそ相対的第一党を維持しているものの、ブロックとしては二〇〇六年に続いて敗れた。¹⁷⁾

興味深いのは勝利した保守党が「就労促進」を掲げていることである。従来の新自由主義やスウェーデンのヨーロッパ化といった整合性の欠如した主張を放棄し、「若者の就労支援」や「労働の価値」を訴え選挙に勝利した。社民党は戦後期の「就労原則」(アルベーツ・リーエン)を失っており、保守党がそれを取り戻すという主張である。背景としては労働市場の外部に二〇%の現役世代が滞留しており、技能向上や社会参加のためではなく失業手当の受給者が増加しているだけという現実がある。社民党のアクティベーションと異なり、人格形成や社会参加など就労への直接的効果が見られないプログラムの廃止が進んでいる。「スウェーデンにもニューレーバーが必要だ」という保守の側からのメッセージには、従来のアクティベーションと含意の異なるワークフェアが見て取れる。¹⁸⁾

こうした保守・中道政権の成功の背景には、社民党から新たなビジョンを打ち出せない現状への危機感があるとも考えられる。九一年から九八年にかけての年金改革は社民・保守のみならずほとんどの主要政党からなる「非難回避」の政治であったが、その帰結は保険料水準を一八・五%に確定抛出した上で運用益を得るという新自由主義的要素を加味したものだ。サイバースペー

スに敏感なスウェーデンはクール・ストックホルムと呼ばれ、ICT競争力第一位、国際競争力五位などの実績を残しているものの、労働市場の外部に滞留する二〇%の現役世代という現実には「翼の保障」が機能しているとはいえない。九〇年代に社民党が提起したレートヴィツサ・プログラムなど政策は形式的なものにとどまり、戦後期のレーン・メードナー・モデルに比肩しうる政治経済モデルは、原理的には提起し得なかったといえるのではないか。

スウェーデンのアクティベーションは、戦後期における工業社会の成功モデルとしての歴史的制約や固有の文脈から評価される必要があるだろう。グローバル化や脱工業化社会の「新しい社会的リスク」への処方箋として限界があることは、「翼の保障」が及ばない現実が示している。もとより保守党のワークフェアがマクロレベルのオルタナティブを提起しているとは思われないが、戦後期の社民党を評価しつつ「就労原則」の回復を掲げる保守党が二度にわたって勝利している選挙結果は「就労促進型福祉」の可能性を模索する上で逆説的なことといわねばならない。

結びにかえて

筆者はかつて「ケインズ主義的福祉国家からシュンペーター主義労働福祉国家(ワークフェア)への転換」を主題として論文を執筆したことがある。¹⁹⁾レギュラシオン理論やポップ・ジェソップな

ど時代の先端を行く理論を紹介しながらも、しかし現実との乖離に違和感を覚えた。ワークフェアなる概念を図式的に戦後期の福祉国家と対置することが、あまりにも抽象的で理論内在的な印象を受けたのである。本論で検討したように、就労促進型福祉は固有の歴史的文脈と社会的内実を持ち、決して単純に図式化できるようなものではない。アメリカの場合、その対象は社会扶助受給者の就労忌避をいかに解消するかという問題であり、背景には「未完に終わった制度形成」「抛出者と受益者の不一致」など固有の歴史的文脈が大きく影響している。また逆にスウェーデンでは標準的労働者を対象にアクティベーションが展開されたものの、その成果は戦後期における良好な実績、工業社会の成功モデルとして評価されるべきものであり、グローバルイノベーションや「新しい社会的リスク」には必ずしも成果を挙げていないのである。

そもそも戦後期のスウェーデンは反ケインズ主義を政策体系の中心においていたし、国民皆保険の成立していないアメリカが福祉国家とみなしうるのかという疑問もある。歴史的文脈や社会的内実を精緻に検討してみると、洗練された図式がいかに多くのものを捨象しているかが明らかになる。グローバルイノベーション、新しい社会的リスクにはワークフェア・アクティベーションが対応するという単純化された理解ではなく、その対象・射程・歴史的文脈が厳しく吟味される必要があるだろう。ワークフェアをめぐる逆説は新たな社会政策を構想する上で多くの示唆を与えてくれるよ

うに思われる。

註

- (1) アメリカの福祉国家が抱える問題点については、長谷川千春、二〇一〇『アメリカの医療保障』昭和堂、渋谷博史・中浜隆、二〇一〇『アメリカモデルの福祉国家Ⅰ・Ⅱ』昭和堂、を参照。
- (2) A D C、A F D Cの廃止とT A N Fの創設については、Kent, R. Weaver, 2000, *Ending Welfare as we know it*, Washington D.C.: Brookings Institution Press, を参照。
- (3) ニクソンのファミリー・アシスタンス・プランについては、根岸毅宏、二〇〇六『アメリカの福祉改革』日本経済評論社、四七―五六頁を参照。
- (4) 同上書、一〇五―一三一ページを参照。
- (5) ワークフェアとの対比で宮本太郎は勤労所得者税額控除をベージック・インカムと分類しているが、就労インセンティブを促進するといふ意味でこれには論争の余地があるだろう。宮本太郎、二〇〇九、『生活保障』岩波新書、一三四―一三五頁。
- (6) 根岸毅宏、前掲書、八九―九四頁。
- (7) 一九九六年の政策イノベーションがもたらされた背景については、西山隆行『アメリカ型福祉国家と都市政治』二七五―二九四ページを参照。
- (8) アメリカにおける医療保障制度改革の概観としては、Tom Dashiell, 2008, *Critical: What we can do about health-care crisis*, New York, Thomas Dunne Books, pp.45―103を参照。クリントンの医療保険改革については、天野拓、二〇〇九『現代アメリカの医療改革と政党政治』ミネルバ書房、

二一九—一七七頁を参照。

(9) 根岸毅宏、前掲書、九四—一〇四頁参照。

(10) クリントン政権の福祉改革をめぐる逆説については、高橋善隆、二〇一〇「福祉政治の理論とアメリカの社会的内実—いまあるような福祉の終焉—の再検討」跡見学園女子大学文学部紀要第四五号を参照。

(11) スウェーデン・モデルの体系的理解については、宮本太郎、一九九九『福祉国家という戦略—スウェーデン・モデルの政治経済学—法律文化社を参照。ただし筆者の理解は戦後期のスウェーデン・モデルが一九九〇年に制度的には解体したという解釈であり、宮本氏とは異なる立場をとる。

(12) 宮本太郎、二〇〇八「スウェーデン福祉国家と労働運動 未完の制度構想」シリーズ比較労働運動研究(一四)『生活経済政策』No.140を参照。

(13) 反ケインズ主義としてのレーン・メイドナー・モデルの解釈については、高橋善隆、二〇〇〇「社会民主主義の国家像と第三の道」中央大学社会科学研究所研究叢書第八号『グローバル化のなかの現代国家』所収、中央大学出版部、を参照。

(14) アメリカにおけるニューディール政策の社会的支持基盤変容については、高橋善隆、二〇〇一「歴史的制度論の国家像とその変容—スコッチ・ポール・ファインゴールド「ニューディール期の国家と政党」を中心に—」、中央大学社会科学研究所研究叢書第一〇号「体制擁護と変革の思想」所収、中央大学出版部、を参照。

(15) スウェーデン社民党の長期政権を支えた制度的基盤については、Rothstein, Bo, "Marxism and Institutional Analysis: Working Class Strength and Welfarestate Development in Sweden," in *History and Context in Comparative Public Policy*, edited by Douglas Ashford,

University of Pitsburg Press, Pitsburg and London, 1992, pp.104-110.

を参照。

(16) Henrikson, N.J.L. and Symne, J. 1994, "Economic Growth and Swedish Model" Discussion Paper No.901. Center for Economic Policy Research. を参照。

(17) 選挙結果については、渡辺博明、二〇一〇「二〇一〇年スウェーデン議会選挙—社会民主党時代の終わり?—」『生活経済政策』一六六号を参照。

(18) 保守党の選挙戦略については、渡辺博明、二〇〇九「二〇〇六年スウェーデン議会選挙と政権交代—「選挙連合」と中道右派政権の成立—」『選挙研究』日本選挙学会年報二五—一、を参照。

(19) 高橋善隆、二〇〇〇「グローバル・エコノミーと国際競争力—日本比較政治学会年報第二号。『グローバル化の政治学』所収、早稲田大学出版部。

(20) 武川昌吾は、グローバルバリエーションが福祉国家を掘り崩すという通説に反して、東アジア通貨危機とグローバルバリエーションが韓国に福祉国家の形成をもたらし、その政策体系は出発点からワークフェア型であったと論じている。ワークフェアを軸とした比較福祉国家論は新たな展開を見せている。武川正吾、二〇一〇「韓国の福祉国家形成と福祉国家の国際比較—現代の比較福祉国家論—東アジア発の新しい理論構築に向けて—」ミネルバ書房。